

令和6年度

豊丘村店舗リフォーム等補助金

豊丘村及び豊丘村商工会では、急激な物価高騰下においても積極的な事業展開をおこなう企業を支援するため、村内建物等のリフォーム等工事費用の30%、上限50万円を補助する「豊丘村店舗リフォーム等補助金」を実施します。

受付期間・場所



受付期間：令和6年4月8日（月）～（土日を除く）

受付時間：午前8時30分～午後5時15分

受付窓口：豊丘村商工会

補助金の内容



- ・補助対象工事費の30% 上限50万円
- ・年1回申請可
- ・同じ工事に対しその他の補助金等が支給される場合は対象外

補助金予算額

令和6年度 総額100万円

建物とは

事務所・工場・倉庫・店舗で固定資産税・償却資産税の対象となるもの

申請できる方



- ・豊丘村商工会に加入している方
- ・村内の建物を所有して営業している方
- ・村内の建物を借りて営業している方
- ・村内の建物を借りて営業を始めようとしている方
- ・村内の建物を所有している方

対象となる工事



- ・建物の外装・内装の改修工事および新築工事
- ・改修にともない必要となる機器類及び備品の購入
- ・年度内に工事が完了し、工事代金の支払いが出来る工事

お問い合わせ

豊丘村商工会 35-2395

産業振興課商工林務係 35-9056

必ず、工事着工前のご相談、申請をお願いします。（チラシ裏面の申請手順をご確認ください）

※令和3・4・5年度に同補助金を利用した事業者は申請できません

（豊丘村住宅等リフォーム助成金事業の利用実績は別カウントになります）

例えば、こんなリフォーム等（10万円以上の工事）が対象になります

- ・店舗をリニューアルして、アフターコロナの再スタートを切る
- ・安全快適なユニバーサルデザインの、店舗や事務所・工場に改装する（自宅部分除く）
- ・新サービスや、新しい設備等を導入するため建物を増築する など

いずれも、村内の事業用施設（**建物の工事**）が対象になります。

庭や駐車場・外構等の工事は対象外です。その場合は「豊丘村住宅等リフォーム助成金」をご利用ください。

<豊丘村店舗リフォーム等補助金の申請の流れ>

① [事前相談] ※工事着工前にお願いします！

ご計画のリフォーム等工事が、補助対象に該当するか事前に商工会へご確認ください。

② [工事計画]

施工業者と打ち合わせをしていただき、設計図書・見積書を作成します。

施工従者は村内の建設業者（商工会員事業所）を原則といたしますが、対応が難しい工事は外部業者も可。（要相談）

③ [申 込]

「店舗等補助金交付申請書」（様式1号）に必要事項をご記入の上、「見積書」「設計図書」「施工前の状態が確認できる写真」を添えて、お施主より商工会窓口へお申込みください。

④ [工事開始]

豊丘村より「店舗リフォーム等補助金交付決定通知書」（様式2号）が届いた後に、施工業者と請負契約書を交わし工事を始めてください。

⑤ [工事完成・請求]

「店舗リフォーム等補助金実績請求書」（様式3号）及び「店舗リフォーム等補助金交付請求書」（様式5号）に必要事項をご記入の上、「領収書」「工事後の状態が確認できる写真」「請負契約書」を添えて、商工会窓口までご提出ください。

⑥ [事業終了]

補助金額確定後（補助金確定通知交付後）、ご指定の口座へ補助金が振り込まれます。

<ご確認ください>

- ・ **予算に限りがあります。ご予定の工事が該当するかどうか、事前相談をお願いします。**
- ・ 事業用建物でも賃貸用物件の価値を高めるためのリフォーム工事は対象になりません。
- ・ 同一工事に対し「豊丘村住宅等リフォーム助成金事業」等別の補助金との併用はできません。
- ・ 補助金が決定する前に開始した工事は補助対象とならないのでご注意ください。
- ・ 申請書等は商工会窓口またはホームページで取得できます。